

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

きらりときらめくまちへ～いちかわ再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県神崎郡市川町

3. 地域再生計画の区域

兵庫県神崎郡市川町の全域

4. 地域再生計画の目標

市川町は、兵庫県の中央からやや南西に位置し、人口14,832人(平成17年3月31日現在)面積82.70km²で、町のほぼ中央を南北に流れる二級河川市川を中心に開けています。市川は生野町三国岳に源を発する県内で2番目の長さで、町は昔から良質の豊かな水を利用し川沿いに栄えてきました。また、夏季にはアユ釣り、ほたる狩り、市川いかだ下り大会等で観光客や釣り人で賑わい、地元住民との交流を深めてきました。

しかし、人口増、生活様式の変化などにより水質汚濁が進んだことにより、公共用水域の水質が悪化し以前のような川の賑わいはなくなりました。その後、人口は減少に転じましたが、水質改善は充分ではなく昔の面影からはほど遠い状況にあります。

このような状況を改善し生活排水を適正に処理するために、市川町におきましては、平成2年度より浅野地区において農業集落排水事業、平成8年度よりコミュニティプラント施設整備事業、平成元年度からは浄化槽整備事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は54.1%にまで達したものの、町の中心部である公共下水道事業を推進している地域については、未整備の状況にあります。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、平成21年度末の汚水処理人口普及率を63.0%にします。また、市川の清流を再生することによりホタルやアユを川に取り戻し、昔のような賑わいのある美しい川づくりを行い観光客や釣り人を誘致するとともに、年に1度「エコキッ

ズ実践発表会～こども環境フォーラム」を開催し、町内の小学生が自然環境・下水道について実践発表を行い、視覚型から体験型中心とした環境学習の対象として活用します。さらに、こどもを通じて身近な環境について再確認や理解を深め、将来を担う世代の育成を行い、地域全体の再生を目指します。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を54.1%から63.0%に向上)

(目標2) 「エコキッズ実践発表会」による環境学習、下水道の啓発を通して次世代の育成を行う。

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

近年、生活水準の向上に伴い公共用水域の水質汚濁や生活環境の悪化が進んでいます。そのため、生活環境の改善、播磨灘の水質改善の向上、公共用水域の水質保全、水道原水の水質保全を図る上で下水道は根幹的な施設であり整備が求められています。

市川町においても、快適で安心できる生活環境をつくりあげるため、市川町生活排水基本構想に基づき特定環境保全公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を行い汚水処理人口普及率の向上を図ります。これにより、賑わいのある美しい川づくりを行い、地域の再生を目指します。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも市川町

[施設の種類]

- ・公共下水道(特定環境保全公共下水道)、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道（特定環境保全公共下水道） 中部処理区 {市川町甘地地区（一部）、鶴居地区}
- ・浄化槽（下水道区域、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道（特定環境保全公共下水道） 平成18年度～21年度
認可については取得済。平成17年度で処理場の基本・詳細設計、用地、物件補償を補助事業にて実施の予定。
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[事業費]

公共下水道（特定環境保全公共下水道）	2,885,300千円
（うち、単独	685,900千円）
（うち、国費	1,099,700千円）
浄化槽設置整備事業	8,670千円
	町上乗せ分を含む
（うち、国費	2,329千円）
合計	2,893,970千円
	（うち、公共下水道単独費 685,900千円）
	（うち、国費 1,102,029千円）

[整備量]

- ・公共下水道（特定環境保全公共下水道）φ150～500 25,100m
- ・浄化槽（個人設置型） 7人槽 17基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道（特定環境保全公共下水道事業）中部処理区で2,020人、浄化槽設置整備地区で60人

(5 - 3) その他の事業

エコキッズ実践発表会で、町内の小学生より自然環境・下水道について実践発表を行います。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし町が状況を調査・評価・公表します。また、必要に応じて事業の総合的な計画を協議するために、町、地元関係区、議会代表で構成する中部処理区推進協議会にて施設の整備状況等について評価・検討を行います。なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われているか同協議会において把握し、必要に応じて町に対して適切な措置をとるよう提言します。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし